

大豆の播種前入札取引の概要について

－ 検討の経緯、制度及び試験導入の結果－

齋藤 章

1.はじめに

(公財)日本特産農産物協会(以下「協会」という)では、平成12年産大豆から、売り手・買い手から独立した公正な第三者機関として国産大豆の入札取引を実施してきましたが、収穫後に行う従来の入札取引に加え、新たに播種前入札取引を実施することとし、平成29年4月にその試験導入を行いましたので、その概要をご紹介します。

2.検討の経緯

(1) 国産大豆の安定取引に関する懇談会

近年、国産大豆の作付面積は拡大基調にあります。近年、年産ごとの作柄変動が大きく、生産は必ずしも安定していません。一方、消費者の国産志向の高まりを受け、国産大豆の加工品向け需要は年々増加しています。

このような状況のもと、平成25年及び26年産大豆に大幅な価格変動が発生し、実需者から安定的な数量、価格による供給が強く要請されるようになってきました。一方、産地においても、集落営農組織、認

定農業者等の担い手への農地利用集積が進み、大豆が経営の中核的作物として重要性を増す中、増産に見合う安定的な販売先を確保することが重要となっています。

これらの課題に対応するため、平成27年11月から農林水産省の主催により「国産大豆の安定取引に関する懇談会」が開催されました。28年2月に公表された同懇談会のとりまとめにおいては、予め原材料コストを的確に見込んだ商品生産計画や農業経営の安定化に資する経営計画の樹立に役立つよう、新たに播種前入札取引を導入すべきであり、28年産による売買を伴わない仮想取引(シミュレーション)、29年産による試験導入を経て、30年産から本格実施を目指すことが提言されました。また、具体的実施方法については、協会の大豆入札取引委員会において検討すべきとされました。

なお、懇談会の提言については、豆類時報第83号に農林水産省担当官による報告が掲載されているので、ご参照ください。

(2) 大豆入札取引委員会における検討

協会では、懇談会の提言を受け、播種前入札取引の制度設計に必要な事項を専門技術的観点から検討するため、大豆入札取引

委員会の下に実務精通者等からなる作業部会を設置し、平成28産大豆により播種前入札の仮想取引を実施した後、その検証結果を踏まえて播種前入札取引の基本的運用ルール案を作成し、委員会に報告しました。

委員会では、作業部会の報告を基に、関係業界との意見調整も図ったうえ、平成28年12月に播種前入札取引の実施に必要な事項を定めた「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」を制定しました。

3.播種前入札取引のルール

業務規程で定めた播種前入札取引のルールの概要について、検討過程における主要な論点を含め、現行入札取引との対比を交えて解説することとします。

(1) 入札参加者

売り手は、大豆の集荷販売を行う生産者団体等で協会に登録した者です。また、買い手は、国産大豆の販売を業とする者（問屋等）又は国産大豆を原材料とする大豆加工製品の製造を業とする者（加工業者）で協会に登録した者です。

ただし、いわゆる思惑買いを排除し、落札大豆が実需者に加工品原材料として確実に利用されることを担保するため、問屋等には販売予定先加工業者に係るリストと買付委託書類の提出を、また加工業者には大豆利用実績・計画の提出を義務付けました。

(2) 上場対象大豆

現行入札取引では、売り手が10月中旬頃に作成する集荷・販売計画における販売予定数量が500トン以上の産地品種銘柄等

を上場することとなっています。一方、播種前入札では、3月下旬時点の生産見込み数量が1,700トン以上の産地品種銘柄を上場することとしました。

(3) 上場数量

現行入札取引の集荷・販売計画における入札販売予定数量は、上場対象産地品種銘柄等ごとに販売予定数量の3分の1以上、かつ、全産地品種銘柄等の販売予定数量合計の3分の1以上となるように設定することとなっています。

一方、播種前入札では、上場産地品種銘柄ごとに生産見込み数量の10分の1以上を上場し、集荷・販売計画における入札販売予定数量には播種前入札の上場実績を内数として含めることとしました。

このため、平成29年産以降の現行入札取引の上場数量は、上場産地品種銘柄等ごとに全入札販売予定数量から播種前入札取引上場実績を除いた数量となります。

(4) 上場方法

現行入札取引では、産地品種銘柄等を9.6トン以上の数量に分割したロット単位で上場し、各ロットには番号、産地、品種銘柄、粒の大きさ、等級、倉所、集荷業者及び荷姿に関する情報が付加されています。

一方、播種前入札取引では、産地品種銘柄ごとに、現行入札取引における上場ロットの平均的数量である9.9トンを一口とする口数をもって一括して上場することとしましたが、この際に付加する情報について、上場大豆が実在しない段階でどのように表示し得るかが検討課題となりました。

まず、粒の大きさについては、過去の農産物検査実績の粒別構成割合をみると、大粒・中粒品種では大粒が、小粒・極小粒品種では小粒が大部分を占め、受渡し不可となる可能性は低いことに加え、需要上も通常は粒が大きい方が好まれることから、前者は「大粒」、後者は「小粒」に限って上場することとなりました。

一方、等級については、当初、基準となる等級で上場し、受渡し可能な等級が確定した段階で、予め設定した等級間格差で精算する方法や、上場時には等級を示さず、出来成りの等級構成割合で受け渡すことを前提に価格形成を図る方法が提案されました。しかし、検討の結果、実務的に実施困難と判断され、結局、産地品種銘柄ごとに過去の農産物検査の実績を踏まえて「普通大豆1等」等と特定の等級を示すか、又は「普通大豆3等以上」、「特定加工用大豆以上」等と等級の範囲を示して上場することとなりました。また、上場時に参考情報として産地品種銘柄ごとに等級指定の可否と指定の対価額を明示し、後述する播種前売買契約の締結に際し、買い手が希望すれば指定の対価額を落札価格に上乘せすることにより等級を指定できることとしました。

なお、倉所、集荷業者、荷姿等に関しては、上場時に具体的情報を表示することは困難なため、後述する確定売買契約で定めることとしました。

(5) 入札方法

現行入札取引では、買い手は購入を希望する上場ロット番号ごとに60kg当たり価

格を設定して入札申込みを行います。

これに対し、播種前入札では、購入を希望する上場産地品種銘柄ごとに口数単位の数量及び60kg当たり価格を設定して入札申込みを行うこととしました。この際、入札数量は産地品種銘柄ごとに上場数量を限度として任意の整数による口数で設定し、これに対応する入札価格は10円刻みで自由に設定できることとしました。ただし、1つの産地品種銘柄に対して複数の数量・価格の組合せで入札することは原則として禁止することとしました。

上記の複数入札禁止ルールの検討に当たっては、問屋等が複数の加工業者からの買付委託により同一産地品種銘柄に複数入札する場合の取り扱いが大きな問題となりました。特に、複数入札による入札数量の合計が上場数量を超える場合、問屋等は超過部分の落札可能性はないことを認識しつつ加工業者からの買付委託を受けることとなり、信義にもとる行為とみなされかねないとの意見がある一方、問屋等からは入札数量を上場数量に収めるため、加工業者からの買付委託を断り、又は複数加工業者間の数量調整を行うことは事実上困難との意見が強く示されました。検討の結果、問屋等が複数の加工業者からの買付委託により入札する場合は、複数入札禁止ルールは買付委託をした加工業者単位で適用し、問屋等単位の入札数量が上場数量を超えても差し支えないこととしました。

(6) 落札処理方法

現行入札取引では、全ての入札の中から

ルール違反の無効札及び上場者が設定した落札下限価格未満の未達札を除外した有効札のうち原則としてロットごとに最高価格の入札者が当該ロットの落札者となります。

一方、播種前入札取引では、上場産地品種銘柄ごとに有効札を入札価格が高いものから順に並べ、上場口数の範囲で落札者及び落札数量を決定していきます。この際、最高価格の落札者から最低価格の落札者までの入札数量累計が上場数量を超える場合は、最低価格の落札者には直近上位落札者までの落札数量累計と上場数量の差分を配分します。また、最低価格の落札候補者が複数存在する場合は、一口ごとに無作為抽出を繰り返して上記差分を配分します。

なお、検討の過程で、1産地品種銘柄の全上場数量を1入札者が独占的に落札する「1者総取り」に関しては、公正な価格形成と公平な原材料確保機会の提供という観点から、上場数量に対する入札数量の割合が高い入札申込みについては入札状況に応じて落札数量を減じる措置が提案されましたが、恣意的な事後調整とみなされかねないとの意見が強く、採用されませんでした。

(7) 売買契約、代金決済及び受渡し

現行入札取引では、落札者は落札通知を受けた後、速やかに売り手と売買契約を締結し、60日以内に代金決済を行って落札大豆を引き取らなければなりません。

一方、播種前入札取引は4月に1回だけ行われ、受渡し大豆の生産・集荷場所、等級別構成等は収穫後に決定されるため、現行とは異なる仕組みが必要となりました。

具体的には、落札大豆の売り手・買い手は、入札実施年の6月末までに、売買数量・価格、等級指定の有無、受渡し時期等の基本的売買条件を定めた播種前売買契約を締結します。この際、落札者が問屋等である場合は、買付委託をした加工業者を含む3者契約とすることを義務付けました。

上記契約においては、売買数量は落札数量とし、作柄変動に伴う受渡し数量の調整幅（アローワンス）は設定しません。このため、受渡し数量は大幅な減産がない限り他の取引方法よりも優先的に確保されます。また、受渡し時期については、入札実施年の翌年の7月末を最終期限とし、買い手の希望により任意に設定できることしました。

上記契約を締結した売り手及び買い手は、受渡しに供する大豆が収穫され、検査及び入庫が完了した段階で協議を行い、受渡しを行う大豆の粒の大きさ、等級、受渡し場所、受渡し期限、荷姿、その他付帯条件等の詳細かつ具体的な売買条件を定めた確定売買契約を締結します。なお、受渡しは確定売買契約を締結した後2か月以内に行わなければなりません。したがって、確定売買契約は、受渡しの最終期限から逆算して遅くとも入札実施年の翌年の5月末までに締結する必要があります。

4. 制度の周知徹底と参加者の登録・公表

協会では、懇談会提言に即して平成29年産大豆により播種前入札取引の試験導入を行うに当たり、制度の周知徹底を図るため、農林水産省との共催により、平成29

年2月に札幌、東京及び大阪において問屋、加工業者等約170名の参加を得て説明会を開催し、また、同年3月には登録申請を受け付け、売り手2者、買い手36者の登録を行い、その名称を公表しました。

5. 播種前入札取引試験導入の実施結果

(1) 入札実施日程

平成29年4月5日に買い手登録者に上場内容を通知し、4月24日に入札申込みを受け付けました。その後、取引監視委員会を開催して不正な入札がないことを確認したうえで、落札者及び落札数量を確定し、当該結果を上場者及び入札者に通知しました。形成価格等は4月28日に公表しました。

(2) 入札参加者

上場は売り手登録者2者から、入札申込みは買い手登録者36者のうち29者（加工業者6者、問屋等23者）から行われました。なお、問屋等への買付委託により実質的に入札に参加した加工業者は60者でした。

(3) 上場数量、落札数量及び落札率

上場された産地品種銘柄の数は15銘柄（品種群銘柄は1銘柄とカウント）で、これらを通じた上場数量は12,157トン、落札数量は4,485トン、落札率は37%でした（参考：平成28年産大豆に係る現行入札取引の29年4月までの各入札回の落札率は40～51%）。

産地品種銘柄別の落札率をみると、顕著な差があり、落札率の水準によりグループ分けすれば、次のとおりです。

○9～10割：愛知、滋賀、福岡及び佐賀のフクユタカ（100%）、富山エンレイ（89%）

○6割：宮城タンレイ（62%）

○4割（平均程度）：宮城ミヤギシロメ（40%）

○2割：秋田リュウホウ（20%）、新潟エンレイ（17%）

○1割：青森おおすず（11%）、栃木里のほほえみ（10%）

○5%以下：北海道とよまさり（5%）、宮城タチナガハ（3%）、北海道ユキシヅカ（0%）、山形里のほほえみ（0%）

(4) 落札価格

全産地品種銘柄を通じた平均落札価格は9,319円でした。また、産地品種銘柄別の落札価格は、最低8,000円、最高10,415円で、1万円台となった福岡及び佐賀のフクユタカを除くとすべてが8千円台でした。

現行入札取引の落札価格と比較するため、産地品種銘柄ごとに平成28年産大豆の29年4月までの入札結果から播種前入札の上場条件と合致するデータを抽出し、年産平均落札価格を計算してみると、全産地品種銘柄とも現行入札取引より播種前入札の方が安いという結果となりました。ただし、両者の価格差は銘柄によってかなり異なり、播種前入札の方が2割程度安い銘柄（滋賀、福岡及び佐賀のフクユタカ）、1割程度安い銘柄（富山エンレイ、愛知フクユタカ）がある一方、その他の銘柄では数%と大きな価格差はありませんでした。

(4) 今後の対応

協会では、平成30年産での本格実施に向け、試験導入結果の評価・検証を行い、関係者の意見も踏まえ、制度や運用に関し所要の改善に努めていくこととしています。